

収入保険の 保険料が改定されます

令和7年契約からの収入保険の保険料について

令和元年の収入保険の導入以降、新型コロナウイルス感染症等により保険金の支払いが増大したことを反映し、令和7年より保険料率が上がります。

加入者負担額の例（危険段階区分「0」の場合）

【保険方式：80% 積立方式：10% 補償下限：なし 基準収入金額 1,000万円】

【保険方式：90% 積立方式：なし 補償下限：なし 基準収入金額 1,000万円】

	保険料	積立金	付加保険料 (事務費)	合計
改定前	84,852	225,000	22,320	332,172
改定後	107,820			355,140

	保険料	積立金	付加保険料 (事務費)	合計
改定前	176,985	-	22,320	199,305
改定後	229,757			252,077

※危険段階区分とは、過去の保険金の受け取り実績に応じた区分のことで、区分ごとに保険料率は変動します。

長期間保険金を受け取っていない加入者は負担軽減

令和4年以前から加入し、これまで一度も保険金の受け取りがない加入者は前年の保険料より安くなります。

保険金受け取りが一度もない加入者の保険料の例

【保険方式：80% 補償下限：なし 基準収入金額 1,000万円】

	保険料		保険料 差額
	令和6年	令和7年	
令和元年から加入し、保険金の受け取りなし	55,728	45,900	-9,828
令和2年から加入し、保険金の受け取りなし	59,868	53,640	-6,228
令和3年から加入し、保険金の受け取りなし	64,044	61,380	-2,664
令和4年から加入し、保険金の受け取りなし	72,360	69,120	-3,240

低リスクの新規加入者は負担軽減

令和7年契約新規加入者から、以下の要件を満たす場合、保険料が14%割り引かれます。

<要件>

青色申告実績が5年（令和7年契約の場合、令和2年から5年間）あり、次のいずれかに該当する者

- ① 直近4年間の各年の実績収入が常に前年実績収入を上回る
- ② 直近5年間の各年の実績収入が、直近5年間の実績収入の平均の9割を下回らない

ご不明な点については、最寄りの組合までお問合せ下さい。

